

撮影支援/協力依頼のための遵守事項について

以下の事項を確認の上、別紙の「撮影支援/協力申込書」に署名し、船橋市 商工振興課 観光プロモーション係(以下、「本市」という。)宛てに返信をお願いいたします。

1. はじめに

- 撮影本番の【10日前まで】に、別紙の「撮影支援/協力依頼書」の提出をお願いします。
- 施設により、利用料金が発生する場合がございます。その際の諸費用は、制作社側でご負担ください。
- 以下のいずれかに該当する場合は、撮影をお断りすることがございます。あらかじめ、ご了承ください。
 - ・法令、または公序良俗に反し、またはその恐れがある場合。
 - ・市のイメージを損なうと判断した場合。
 - ・暴力団関係者等の場合。(平成24年7月1日に施行した「船橋市暴力団排除条例」に基づいています。)
 - ・個人的な撮影であり、公開/放送等が限定的と判断した場合。

2. 制作社の一般的義務

- 制作社は、本市との連絡にあたる担当者を明確にし、責任の所在を明確にしてください。
- 制作社は、自己の責任においてロケハン、および撮影等を実施してください。
- 撮影の中止や日程の変更については、本市と施設管理者などへ速やかに報告してください。

3. 事故等の防止

- 事故やトラブルが発生しそうな場合、または発生した場合、撮影を中止していただく場合があります。
- 万が一、事故やトラブル等が発生した場合は、速やかに本市、警察、消防をはじめとする関係者へ連絡を行い、適切な措置を取ってください。
- 事故等に備えて保険の加入をお願いします。対象者は、本市が紹介したエキストラやスタッフなど、撮影等に関係する参加者すべてを含めるものとします。また、本市の求めがあった場合は、保険証書の写しを提出するものとします。

4. 撮影に際して

- 施設や土地建物等の所有者/管理者等と十分に協議を行い、その指示や諸条件を厳守してください。なお、火気の使用については、事前にかかる施設の所有者/管理者等の承諾を得なければならないものとします。
- 撮影内容の詳細、および撮影スケジュール、その他情報/資料を本市の求めに応じて提出してください。
- 撮影本番においては、事前に確定した撮影条件(場所、日時、内容)から大きく逸脱しないでください。
- 騒音や夜間照明等により現場周辺の人たちへ支障が想定される場合は、必ず事前の説明会を開催してください。万が一、トラブルが発生した場合は、制作社の責任において対応をお願いします。
- 撮影現場に観衆が集まった場合、または集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備や交通整理を行ってください。
- 撮影等で発生する諸費用は、制作社側で負担してください。
- 建物や備品を破損しないように注意し、万が一損害が生じた場合は、制作社の負担において原状回復させ、かつ汚れ等が生じた場合は清掃してください。

5. 免責

- 本市は、撮影等に協力するものではあるが、制作社、施設等または第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- 本市は、撮影支援(撮影等に必要なる許可、同意、協力、その他の支援)の成果が制作社にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- 企画内容により、撮影支援等を実行できないことがあり、本市はその際の責任を負わないものとします。

6. 本市の広報活動など

- 撮影支援を行った作品については、ロケ風景の画像や映像、作品のポスターやチラシ、公式サイトで紹介等を広報/広告宣伝活動に使用します。よって使用不可の場合は事前に必ずお申し出ください。
- 作品に、「ふなロケ」、ならびに施設名称のクレジットタイトルを入れてください。
- 撮影支援を行った作品のうち、本市が公開状況を容易に確認できるもの以外は、公開後、その成果物をご提供ください。
- 作品ポスターやチラシ、出演者のサイン、その他グッズ等の提供を検討してください。

「ふなばしロケーションズ ふなロケ」(船橋市 商工振興課 観光プロモーション係)では、撮影支援について最大限の協力をしてまいります。施設や場所の管理者、撮影の協力者等から許可、同意が得られない場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。